

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	1 3 2 6	受 理 年 月 日	令和 5 年 11 月 28 日
件 名	年金制度における外国人への脱退一時金のは正の要請		
要 旨	<p>国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求することができるが、同時に年金受給資格を喪失するため、将来的には無年金や低年金になる。</p> <p>脱退一時金の裁定期数は増加傾向にあり、令和 3 年度は 9 万 6,000 件に達し、過去 10 年の累計値は 72 万件を超えた。年金を受給するためには最低 10 年間の加入期間が必要であるが、仮に我が国に在留を続け生活が困窮した場合、生活保護の支給対象となる。</p> <p>また、同制度は再入国を妨げていないため、後に我が国で再度就労することができる。外国人労働者の産業別内訳は、製造業を筆頭に卸売業、小売業、並びに宿泊業、飲食サービス、建設業など雇用の流動性が高く、派遣労働が多い職種である。</p> <p>入国時には就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことができるようになっており、永住資格を持つ外国人であっても脱退一時金の申請を妨げるようにならっていない。</p> <p>日本人は公的年金を脱退することはできず、この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねない。特に派遣社員が雇止めになった等の場合は、極めて大きな格差が生じている。</p> <p>無年金である外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながる。脱退一時金を請求した方は永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返り、地方財政を圧迫しないよう制度を是正する必要がある。</p> <p>昭和の時代からの制度と国際法のはざまで、様々な省庁が人道主義や特例対応を許した結果、本来の立法趣旨から懸け離れた制度運用となり、日本人と外国人がいがみ合うような不公平が生じている。</p> <p>については、国の制度の問題であり地方行政では対応できず、大部分が法定受託事務であることに鑑み、現場となる地方から財政問題として声を上げる必要があるため、以下の課題を踏まえた意見書を採択することを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 脱退一時金の運用において、日本人と外国人の被用者間で退職時の不公平が生じていること。 2 生活保護予備群を無尽蔵に生み出す制度運用であり、地方財政上の問題があること。 3 72 万件もの外国人の年金制度脱退を裁定するも、国側はその動向を把握していないこと。 4 厚生労働大臣が国会で答弁した今、調査及び改善の要望を地方から上げること。 		
陳 情 者			
回付委員会	環境福祉委員会		